

## 協働の指針検討委員会開催要綱

### (目的)

第1条 協働事業の実施における基本的な考え方や事業の範囲、具体的な手法や手順などを整理した「市民協働の手引き2006」を策定してから8年が経過する。NPOのほか、地域自治組織や企業等の多様な協働のパートナーとともに、協働の手引きを見直し、総合的な協働の指針を策定するため、協働の指針検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を開催する。

### (委員)

第2条 検討委員会は、委員10名以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 地域コミュニティ協議会（新潟市区自治協議会条例（平成18年新潟市条例第74号）第2条第2項第1号に規定する地域コミュニティ協議会をいう。）の構成員
- (2) 区自治協議会（新潟市区自治協議会条例（平成18年新潟市条例第74号）第1条第1項に規定する区自治協議会をいう。）の委員
- (3) 関係団体の職員
- (4) 学識経験者
- (5) 公募による者
- (6) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、平成27年3月末までとする。

### (座長)

第3条 検討委員会の座長は、委員の中から各委員の承認を得て充てる。

2 座長は検討委員会の進行を務める。

3 座長が不在のときは、座長の指名する者がその職務を代行する。

### (会議)

第4条 検討委員会の会議は、市長が招集する。

2 会議は、原則公開とする。ただし、新潟市情報公開条例（昭和61年新潟市条例第43号）第16条の規定により非公開とすることができる。

3 市長が必要と認めるときは、検討委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (事務局)

第5条 検討委員会の事務局は、市民生活部市民協働課に置く。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年12月18日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。